

四万十市移住促進家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、移住希望者の円滑な移住の促進を図るため、市外から移住者が居住するために借り受ける住宅（以下「物件」という。）の家賃を予算の範囲内において補助することについて、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、四万十市移住促進家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 市外から市内の賃貸借契約をした物件に居住することに伴い、本市の住民基本台帳に第6条第1項の規定による交付申請の日前1年以内に記録された者
- (2) 定住 転入後、市内に5年以上生活の本拠地を置く意思を持って居住すること。
- (3) 家賃 物件の賃貸借契約書に定められた1月当たりの賃借料をいう。ただし、共益費及び管理費、駐車場使用料等、居住にかかる部分以外の費用を含む場合はこれらの費用を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に定住する意思のある移住者
- (2) 本市の実施する移住支援事業において、移住支援登録をしている者
- (3) 物件に係る賃貸借契約の賃借人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (2) 高知県税又は四万十市税の滞納がある者
- (3) 転勤又は入学若しくは通学の理由により本市へ転入する者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者
- (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者（交付の際に同居していた者を含む。）
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付の対象として、市長が適当でないとする者

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる物件は、新たに自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結して居住する住宅とし、次の各号に掲げる住宅は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国及び地方公共団体が整備する住宅及び当該職員に貸与する住宅
- (2) 勤務事業所の社宅若しくは社員寮
- (3) 本市空き家バンクに登録している物件
- (4) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属し生計を一にする者の三親等内の親族が所有する賃貸住宅

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、（以下「補助対象経費」という。）1月当たりの補助金額、補助期間及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、四万十市移住促進家賃支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請は、市の会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに行わなければならない。ただし、最初の交付申請の翌会計年度における補助申請において、関係書類に変更が無い場合は省略することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、四万十市移住促進家賃支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請等)

第8条 前条の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた補助対象事業について、中止又は次の各号に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、四万十市移住促進家賃支援事業補助金中止・変更交付申請書(様式第3号)を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の増額。ただし、補助金交付決定額に変更がない場合は、この限りでない。

(2) 補助金交付決定額の20パーセントを超える減額

(3) 市内での転居により、補助対象物件に変更があったとき。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、四万十市移住促進家賃支援事業補助金補助事業中止承認通知書(様式第4号)又は四万十市移住促進家賃支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、四万十市移住促進家賃支援事業補助金交付請求書(様式第6号)に関係書類を添えて、次に掲げる期限までに市長に請求するものとする。

(1) 4月から9月までに係る月分 9月30日

(2) 10月から3月までに係る月分 3月31日

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、四万十市移住促進家賃支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 家賃等の支払いが完了したことを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、四万十市移住促進家賃支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて四万十市移住促進家賃支援事業補助金返還命令書(様式第9号)により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項に該当する者がやむを得ない特別の事由があると認める場合は、当該補助金の返還を免除することができる。

(調査等)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(整備保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類、帳簿等を備えるとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	1月あたりの補助金額	補助期間	補助限度額
賃貸借契約に定められた家賃	補助対象経費から、勤務先等から支給される住居手当又はこれに相当する手当を差し引いた額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	補助を開始した月から12月を限度とする。	1月あたり10,000円 (令和7年4月1日以降に転入した申請者を含む2人以上の世帯については補助限度額に10,000円を加算する。)

別表第2 (第12条関係)

四万十市への転入日からの経過年数	返還(納付)額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%